

綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中のけがを軽減させるため、自転車ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の自転車ヘルメット)

第2条 自転車ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる自転車ヘルメットは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 購入した日が令和5年10月1日以後であること。
- (2) 別表に定める安全基準の認証を取得したものであること。
- (3) 中古のもの又は再生したものではないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己又は同一の世帯に属する者が使用する自転車ヘルメットを購入した者であること。
- (2) 自転車ヘルメットを使用する者（以下「使用者」という。）及び第5条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）が、自転車ヘルメットを購入する日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、同条の規定による申請の日まで引き続いて本市に居住していること。
- (3) 補助対象者に市税の未納がないこと。
- (4) 使用者が過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車ヘルメット1個につき、その購入額（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払い額を除く。）とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個とし、かつ1回限りとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の身分を証明する書類の写し
- (2) 自転車ヘルメットを購入した日、品名、購入額等を確認できる書類又はその写し
- (3) 別表に定める安全基準の認証が記載されている書類等又はその写し
- (4) 振込先の口座が確認できる書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が未成年である場合における前項の申請は、その保護者又は保護者に相当する者として市長が認める者が行うものとする。ただし、これにより難い事情がある場合は、補助対象者が未成年であっても本人が申請することができる。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付の適否について綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第15条本文の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限期間)

第8条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、3年とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請した者に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象となる自転車ヘルメットの安全認証

1	S G マーク
2	J C F 公認マーク／J C F 推奨マーク
3	C E マーク
4	C P S C マーク
5	G S マーク
6	上記に掲げるもののほか、これらに相当する安全認証として市長が認めるもの

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱に基づき、自転車ヘルメット購入費補助金の交付を申請します。併せて、交付決定後、決定された補助金の交付を請求します。

申 請 者	ふりがな 氏 名		住 所 綾瀬市		生年月日		
					年 月 日		
ヘル メ ット に つ い て	ヘルメット メーカー名	品名等	安全基準 マークの 種類	ふりがな 使用者氏名	購入金額 (送料、ポイン ト等除く)	購入 年月日	申請者 との 関係
申 請 金 額			円				

振 込 先 口 座	フリガナ										
	口座名義人										
	金融機関 コード										
	金融機関名				支店名						
	預金種目				口座番号						

【誓約・同意事項】

補助対象者に市税の未納はありません。	☐ はい ☐ いいえ
綾瀬市において交付決定をした後は、この申請書を補助金の請求書として取り扱うことに同意します。	☐ はい ☐ いいえ
補助対象者に係る住民基本台帳の情報及び市税の納付状況について、この補助金において綾瀬市が必要と認めるときは、調査を行うことに同意します。	☐ はい ☐ いいえ
申請内容に虚偽があった場合や相違があり交付要件に該当しないことが判明した場合には、綾瀬市に対して補助金を返還します。	☐ はい ☐ いいえ

＊ 添付資料

- ・申請者の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・自転車ヘルメットを購入した日、品名、購入額等が確認できる書類又はその写し（領収書、支払済証明書等）
- ・安全基準の認証が記載されている書類等又はその写し
- ・振込先の口座が確認できる書類又はその写し
- ・その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市自転車ヘルメット購入費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	☐ 交付する ☐ 交付しない (理由)
2 補助金交付決定額	円
3 補助条件	補助金の交付を受けてから 3 年を経過するまでの間は、補助対象となった自転車ヘルメットを目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないこと。